2　前項の規定による取寄せは、次の各号に掲げる資料については行わない。

一　輸送に困難がある資料及び特に亡失又は損傷しやすい資料

二　前号に掲げるもののほか、館長が、館の業務の遂行上支障があるため、取寄せを不適当と認めた資料

3　登録視覚障害者等は、視覚障害者等用児童資料の取寄せを申し込もうとするときは、館長が定める取寄せ資料請求票に申込者の氏名、資料の名称及び請求記号その他の必要事項を記入して、これを児童書研究資料室の受付に提出し、利用カードによりその手続をしなければならない。この場合において、国際子ども図書館長は、必要があると認めるときは、当日利用カードにより手続をしようとする者に対し、その氏名及び住所を証明するに足りる書類の提示を求めることができる。

4　登録視覚障害者等は、館長が定める方式によりその氏名、識別番号、資料の名称及び請求記号その他の必要事項を入力した電子メールを送信することにより、前項前段の手続に代えることができる。

5　登録視覚障害者等が取寄せを申し込むことができる視覚障害者等用児童資料の数は、館長が別に定める。

6　第三項の規定により視覚障害者等用児童資料の取寄せを申し込むことができる時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

7　第一項に規定する期間は、取り寄せた視覚障害者等用児童資料を閲覧に供する日として館長が指定した日からその翌々閲覧日までとする。ただし、館長は、館の業務の遂行上必要があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

8　登録視覚障害者等は、取寄せを申し込んだ視覚障害者等用児童資料を閲覧するときは、利用カードによりその手続をしなければならない。この場合において、国際子ども図書館長は、必要があると認めるときは、当日利用カードにより手続をしようとする者に対し、その氏名及び住所を証明するに足りる書類の提示を求めることができる。

第十六条第一項及び第二項中「館が収集した」を削る。

第十七条第一項中「第一資料室又は第二資料室」及び「当該閲覧室」を「児童書研究資料室」に改め、同条第三項中「第一資料室又は第二資料室」を「児童書研究資料室」に改める。

第十八条第四項第一号中「撮影によるフィルム・ネガ」を「マイクロフィルムに撮影する場合には、ネガ・フィルム」に改める。

第二十二条第一項中「自写許可申請書（別紙様式第七）」を「館長が定める自写許可申請書に申請者の氏名、資料の名称及び請求記号、複写に用いる機器その他の必要事項を記入して、これ」に改める。

第二十八条第一項中「点字若しくは録音」を「当該資料に係る文字を音声にすることその他視覚障害者等が利用するために必要な方式」に改める。

第三十一条第三項中「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項において「視覚障害者等」という。）」を「視覚障害者等」に、「著作権法第七十九条」を「同法第七十九条」に改め、「受けた者」の下に「若しくはその複製許諾（同法第八十条第三項の規定による複製の許諾をいう。）若しくは公衆送信許諾（同法第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。）を得た者」を加える。

第三十九条第二項中「複写物展示・放映許可申請書」を「展示・放映許可申請書」に改める。

第四十条中「別紙様式第五」の下に「、別紙様式第六及び別紙様式第八」を加える。

様式第一から様式第四までを次のように改める。

（様式第一）から（様式第四）まで　削除

様式第六及び様式第七を次のように改める。

（様式第六）

特別複写許可申請書

No.

国立国会図書館長　殿

年　月　日

下記の条件に異存ありませんので、特別複写の許可をお願いいたします。

記

1. この申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。
2. 申請者は、マイクロフィルムに撮影する場合には、ネガ・フィルムを国立国会図書館に寄贈すること。
3. 複写に伴い資料の解体、修復、再製本等を必要とする場合には、その経費は、申請者が負担すること。
4. 国立国会図書館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。
5. その他

氏名又は
機関名・責任者名　　印

住所又は所在地　　電話

1. 複写資料名
及び請求記号
2. 複写物の使用目的
3. 複写物の種類及び部数
4. その他